

個人情報ファイルの名称	福祉医療情報ファイル	
行政機関等の名称	北秋田市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部 市民課	
個人情報ファイルの利用目的	福祉医療に関する事務（福祉医療費受給者証の交付、福祉医療費の支給、その他の付帯事務）に利用するため。	
記録項目	1. 氏名、2. 住所、3. 性別、4. 電話番号、5. 生年月日、6. 続柄、7. 婚歴、8. 親族関係、9. 住所異動、10. 障害、11. 収入、12. 納税額等状況、13. 保険・年金等の加入状況、14. 家庭状況、15. 居住状況、16. 公的扶助、17. 登録口座、18. 受診状況、19. DV	
記録範囲	福祉医療制度対象者、保護者、扶養義務者等(所得判定対象者)	
記録情報の収集方法	本人、親族、受給区分により市関係部署、秋田県国民健康保険団体連合会、社会保険診療報酬支払基金	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 北秋田市総務部総務課	
	(所在地) 〒018-3392 秋田県北秋田市花園町 1 9 番 1 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	■法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	■法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル □有 ■無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		